

## 工事等の発注および指名業者等の選考に関する基準

	[昭和51年 4月14日 監第 255号]
改正	[昭和52年 5月10日 監第 400号]
	〃 [昭和53年 5月 1日 監第 277号]
	〃 [昭和59年 5月 1日 監第 381号]
	〃 [昭和62年 6月 1日 監第 730号]
	〃 [昭和63年 5月 1日 監第 471号]
	〃 [平成 3年 5月17日 監第 740号]
	〃 [平成 5年 4月 9日 監第 494号]
	〃 [平成 6年 4月 1日 監第 340号]
	〃 [平成 7年 5月15日 監第 511号]
	〃 [平成13年 3月30日 監第 402号]
	〃 [平成14年12月24日 監第1601号]
	〃 [平成15年 4月23日 監第 621号]
	〃 [平成15年 6月 2日土管第 17号]
	〃 [平成17年 4月18日土管第 575号]
	〃 [平成17年 6月27日土管第 876号]
	〃 [平成18年 4月28日土管第 517号]
	〃 [平成24年 3月 1日土管第 163号]
	〃 [平成25年 5月 1日土管第 429号]
	〃 [平成25年 8月14日土管第 687号]

### (目的)

第1 この基準は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第2項および福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）第162条の規定に基づき、福井県が工事等を発注するときの基準および指名業者等を選考するときの基準を定めるものとする。

### (定義)

第2 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

#### 一 工事等

工事（機械類の製造を含む。）および測量等をいう。

#### 二 測量等

工事に関連する測量、調査および設計業務ならびに道路清掃業務、除雪業務ならびに行政パトロール業務をいう。

#### 三 指名業者等

工事等の指名競争入札に参加させる者および随意契約の相手方をいう。

#### 四 資格者名簿

福井県競争入札参加資格者名簿をいう。

#### 五 発注基準額

資格者名簿の等級区分に対応して発注することができる基準額（請負に付す額（税込み設計額））をいう。

## 六 有資格者

工事にあつては、資格者名簿の当該業種に登載された者を、測量等にあつては資格者名簿に登載された者をいう。

## 七 業種

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項の別表の上欄に掲げる建設工事の種類をいう。ただし、とび・土工コンクリート工事にあつては、法面処理工事、交通安全施設工事、とび・土木コンクリート（その他）工事に区分するものとする。

## 八 業者

建設業者および測量等の業者をあわせていう。

## 九 営業所

法第3条第1項の許可、測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の登録、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の登録、建設コンサルタント登録規程（昭和39年建設省告示第1131号）第2条第1項の登録、地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条第1項の登録または補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条第1項の登録を受けた営業所をいう。

## 十 管轄区域

福井県行政組織規則（昭和39年福井県規則第21号。以下「規則」という。）に定める管轄区域をいう。ただし、規則に管轄区域を定めていない発注機関にあつては、当該工事施工地係を管轄区域とする土木事務所の管轄区域をいう。

（発注基準額等）

第3 知事は、毎年度、当該年度に発注を予定している工事の種類別の事業量を総合的に勘案し、発注基準額を定めるものとする。

（発注基準額）

業種 等級	土木一式工事	建築一式工事	電気、管、鋼構造物 の各工事	ほ装工事
A	35,000千円以上	120,000千円以上	25,000千円以上	5,000千円以上
	35,000千円未満	120,000千円未満	25,000千円未満	5,000千円未満
B	20,000千円以上	30,000千円以上	10,000千円以上	
	20,000千円未満	30,000千円未満	10,000千円未満	
C	10,000千円以上	10,000千円以上		
	10,000千円未満	10,000千円未満		
D				

2 大工工事、左官工事、石工事、屋根工事、タイル・れんが・ブロック工事、鉄筋工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、造園工事、さく井工事、建具工事、水道施設工事、消防施設工事、清掃施設工事、法面処理工事、交通安全施設工事、とび・土工コンクリート（その他）工事の各業種および測量等については、発注基準額を定めないものとする。

(指名業者等選考の基本原則)

第4 工事等の指名業者等を選考するときは、厳正にして公平かつ経済性を旨とし、特定の業者に偏しないようにするとともに、次の各号によるものとする。

- 一 当該工事の主たる工事または当該測量等の有資格者であること。ただし、測量等のうち、除雪業務および行政パトロール業務については、当該業務に最も関連がある工事の有資格者であること。
- 二 県内に主たる営業所を有する業者(以下「県内業者」という)で施工可能な工事等については、県内業者を選考すること。
- 三 「福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止等の期間中の業者でないこと。
- 四 前各号のほか、次に掲げる各事項を総合的に考慮するものであること。
  - イ 同種、同程度の工事等の実績の有無および当該実績の成績の良否
    - (1) 当該工事と同種同規模の施工実績があると認められること。
    - (2) 地形、地質等自然条件、周辺環境条件等当該工事の作業条件と同程度と認められる条件下での施工実績があると認められること。
    - (3) 施工済工事の検査成績の良否を十分に尊重すること。
  - ロ 経営状態または信用状態の良否
    - (1) 県発注工事に係る請負契約書に基づく工事関係者に関する措置請求に請負者が従わないこと等、請負契約の履行が不誠実である場合は指名しないこと。
    - (2) 警察当局から、福井県知事に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者またはこれに準ずるものとして、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続している場合など明らかに請負業者として不適当であると認められる場合は指名しないこと。
    - (3) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である場合は指名しないこと。
  - ハ 当該工事等の施工に必要な技術者または技能者あるいは機械設備等の有無
    - (1) 発注予定工事種別に応じ、当該工事を施工するに足りる有資格技術職員が確保できると認められること。また、機械設備等が確保できると認められること。
    - (2) 当該工事の履行に関し、適正な技術者の配置を行い、責任施工管理体制の整備がなされると認められること。
  - ニ 契約の履行についての地理的条件の良否
    - (1) 工事の規模、施工場所等に応じて、適切な管轄区域内等に営業所を有する者であること。
    - (2) 発注機関の長は、必要と認めるときは、当該管轄区域を細分して、指名業者を選考することができる。
    - (3) 営業所の所在地または工事实績等から見て、当該工事を確実かつ円滑に実施できる体制が確保できると認められること。
    - (4) 経常建設共同企業体の場合は、当該共同企業体の代表者の所在地のみを考慮する。
  - ホ 発注時における手持ちの工事等の有無(この場合は、県以外の発注機関の工事等を含む。) 工事の手持ち状況から見て当該工事を施工する能力があると認められること。
  - ヘ 下請の発注工事および受注工事の状況および適否 県発注工事に係る請負契約に関し、一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、下請契約関係が不適切であることが明白である場合には、指名しないこと。
  - ト その他必要と認める事項
    - (1) 県発注工事について、安全管理の改善に関し労働基準監督署等からの指導があり、これに

対する改善を行わない状態が継続している場合であって明らかに請負者として不適当であると認められるときは、指名しないこと。

(2) 賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が福井県知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって明らかに請負者として不適当であると認められるときは、指名しないこと。

(3) 過去における指名停止の状況を考慮すること。

(4) 同一の者が複数の建設業者の役員を兼ねている場合には、当該業者を同一工事に指名しないこと。

(5) 工事の施工に当たり、事故を起こし注意を受けた場合には、これを考慮すること。

(6) 営業所の実態調査において不適切な事項があり、改善勧告等に応じない場合には、適正と認められるまでの間は指名しないこと。

また、その後に適正と認められた場合であっても不適切な事項があったことに十分留意すること。

(7) 工事現場の施工体制の点検において不適切な事項があり、改善勧告を受けた場合には、適正と認められるまでの間は指名しないこと。

また、その後に適正と認められた場合であっても不適切な事項があったことに十分留意すること。

(8) 経営事項審査において不適切な事項があり、指導を受けた場合にはこれを十分留意すること。

五 工事にあっては、前各号のほか、次によるものであること。

イ) 当該工事のうちに、法施行令(昭和31年政令第273号)第2条に定める金額(1件3千万円、建築一式工事にあつては4千5百万円)以上となる他の業種の従たる工事が有るときは、特定建設業者(法第3条第1項第2号の建設業者)または当該従たる工事につき有資格者(この場合に限り、格付け等級は除く)であるものを選考しなければならない。ただし、当該従たる工事が主たる工事の付帯工事(法第4条の工事)と認められる場合はこの限りでない。

ロ) 請負に付する額に対応する発注基準額の等級に格付けされている者であること。

(中小企業の育成)

第5 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号)の趣旨に基づき、予算の適正な執行に留意しながら、中小企業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1号に規定するものをいう。)の受注機会の増大を図るため、指名業者等の選考にあたっては、努めて相当の施工能力のある中小業者を選考するほか、次の措置を講ずるものとする。

一 工法、工程および規模よりみて可能な限り分離発注または適正な分割発注に努めること。

二 知事が別に定める要領により共同企業体を選考すること。

三 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づく事業協同組合を選考すること。

(指名業者等選考の基本原則の例外)

第6 次の各号に掲げる場合は、第4の各規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定めるところによることができるものとする。ただし、原則として3等級にわたる選考は行わないものとする。

< 県外業者を選考できる場合 >

一 次に掲げる事項に該当する場合は、県外に主たる営業所を有する業者を選考することができる。

イ) 大規模工事の場合

ロ) 第五号に定める特殊と認められる工事等の場合

＜請負に付する額に対応する発注基準額の等級に格付けされているもの以外を選考できる場合＞

二 当該工事の施工地係もしくはその周辺に営業所を有する優良な者等で特に必要と認めたとときは、当該等級より1等級上級または、1等級下級の等級に格付けされたその者を選考することができる。

三 継続して発注する一連の工事のうちの施工済工事の検査成績(施工中のものにあつてはその施工状況)が優良(当該工事に係る前年の工事検査評点が70点以上)な当該工事の請負業者は、当該等級より1等級上級または1等級下級の継続工事を選考できる。

四 その他、必要がある場合には、発注基準額より1等級上級または1等級下級の等級に格付けされた者を選考することができる。

＜特殊工事等の場合＞

五 別表に定める特殊または高度な技術、技能または機械設備を必要とする工事については第4第四号ニの(1)および第五号ロ規定にかかわらず、当該工事の発注機関の管轄区域およびその他の管轄区域から、発注することができる等級より上級または1等級下級の者で、当該技術、技能または機械設備を有する者を選考することができる。

＜その他の場合＞

六 随意契約に付する場合は、当該工事の施工上必要とする相当な能力を十分勘案して選考するほか、工事にあつては、当該工事を発注することができる等級より上級または1等級下級の者を選考することができる。

＜緊急施工を要する場合の特別措置＞

七 天災等諸般の事情により特に緊急施工を要する工事の場合は、前各規定(第4本文および第4第一号は除く)にかかわらず、当該工事施工地係またはその周辺に営業所を有する者を選考することができる。

(指名業者選考委員会の審議)

第7 指名業者の選考に当たっては、福井県発注建設工事等に係る請負契約の適正化等に関する要領(昭和50年10月2日監第882号副知事通達)第10条の規定に基づく各発注機関の「指名業者等選考委員会規程」により、指名業者選考委員会の審議を得ることとする。

附則 1. この基準は、昭和51年5月1日より施行する。

2. 県工事等請負業者選定要領(昭和41年12月17日副知事通達)は廃止する。

附則 この基準は、昭和52年5月10日より施行する。

附則 この基準は、昭和53年5月1日より施行する。

附則 この基準は、昭和59年5月1日より施行する。

附則 この基準は、昭和62年6月1日より施行する。

附則 この基準は、昭和63年5月1日より施行する。

附則 この基準は、平成3年6月1日より施行する。

附則 この基準は、平成5年5月1日より施行する。

附則 この基準は、平成6年4月1日より施行する。

附則 この基準は、平成7年5月15日より施行する。

附則 この基準は、平成13年4月1日より施行する。

附則 この基準は、平成15年1月6日より施行する。

- 附則 この基準は、平成15年 5月 1日より施行する。
- 附則 この基準は、平成15年 6月 2日より施行する。
- 附則 この基準は、平成17年 5月 1日より施行する。
- 附則 この基準は、平成17年 7月 1日より施行する。
- 附則 この基準は、平成18年 5月 1日より施行する。
- 附則 この基準は、平成24年 3月 1日より施行する。
- 附則 この基準は、平成25年 5月 1日より施行する。
- 附則 この基準は、平成25年 8月15日より施行する。

別表 (第6五関連)

概ね次のとおりとするが、適用にあたっては慎重を期し、表にない工事等への適用、その他疑義があれば事前に主管部長に協議するものとする。

トンネル工事 (照明設備以外の設備工事を含む。)  
橋梁上部工事 (PC橋・鋼橋 (補修を含む。)) に限る。  
は装工事  
大型ダム工事 (基礎処理を要する工事または堤高15m以上の工事に限る。)  
推進およびシールド工事  
基礎工事 (特殊工法に限る。)  
地盤改良工事 (特殊工法に限る。)  
法面処理工事 (吹付およびアンカー工等に限る。)  
ボーリング・グラウト工事 (薬液注入を含む。)  
地下水排除およびさく井工事  
海上輸送を伴う工事 (水中・海中工事および防波堤等を含む。)  
鉄道に隣接する工事  
機械設備工事 (自動堰、水門、ポンプ、ダム放流設備、制御装置等)  
特殊建築工事  
建築に伴う特殊設備工事  
特殊解体工事  
山腹工事 (落石防止工事または法枠工、枠組工、棚工等、多岐にわたる工種を組み合わせた工事に限る。)  
ため池工事  
ほ場整備工事 (面的工事に限る。)  
暗渠排水工事 (水田、畑に限る。)  
パイプライン工事 (水田、畑に限る。)  
発電所工事 (水車、風車、発電機、送電設備、制御設備、水圧鉄塔管路等。ただし汎用品は除く。)